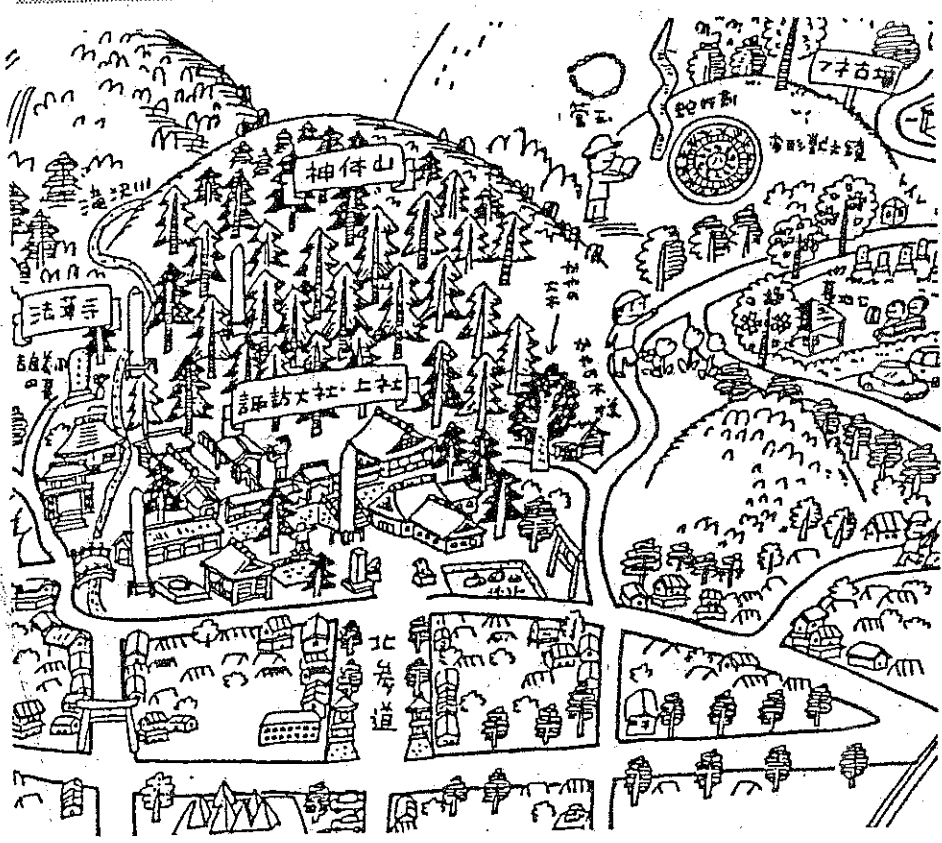




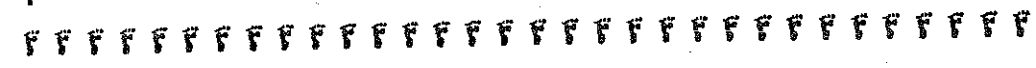
上社の杜景観形成

宮の脇住民協定



上社の杜景観形成宮の脇住民協定運営委員会

委員長 新村 汎光



上社の杜景観形成宮の協住民協定

前文

私たちが日々暮らす地域は、雄大な山々や清らかな河川そして湖など恵まれた自然と、数多くの歴史的・文化的遺産に恵まれています。それらは、田園やまちなみとともに、私たちに親しみのあるふるさとの景観となっています。美しい景観は私たちに豊かな感性と地域への誇りと愛着をいだかせています。21世紀へ向かい、この美しい景観を保全しつつ、住みやすいまちを創造し、真に豊かな地域社会を実現して、次代に継承していくことを基本計画として住民協定を締結していくものであります。

第1条（目的）

この協定は上社の杜を背景とした緑豊かな景観を配慮した街の発展を願い、自然を育み優れた環境を保全し、住民の豊かな未来を守ることを目的とします。

第2条（名称）

この協定は、上社の杜景観形成宮の協住民協定（以下「協定」という）といたします。

第3条（協定の区域）

この協定の区域（適用区域）は、別図「協定区域図」に示します。
適用区域の見直しを5年後に予定します。

第4条（協定の締結）

この協定は協定区域内の土地の所有者、建築物の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者のおおむね3分の2以上の合意により締結するものとします。（以下「協定者」という。）

第5条（まちづくり基準）

適用区域において住み良い環境をととのえた街の保全・整備のための基準は別表のとおり定めます。協定者はこの基準を遵守し、美しい景観づくりを進めます。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は5年間とします。ただし協定者の過半数に廃止の意思がない時は、さらに5年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とします。

第7条（委員会）

この協定の運営に関する事項を処理するため、上社の杜景観形成宮の協住民協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置します。

- (1) 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織し、任期は2年間とします。但し再任は妨げないものとします。
- (2) 委員会は、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により選出します。
- (3) 委員会は、必要に応じて監事、事務局などを置くことができます。
- (4) 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができます。
- (5) 委員会は、協定者以外のものに対して、必要に応じて第5条のまちづくりの基準を遵守

するように要請するものとします。

第8条（協定の変更及び廃止）

協定区域、まちづくり基準及び有効期間を変更しようとするときには、協定者の全員の合意によるものとします。また、この協定を廃止しようとするときには、協定者の過半数の合意を得るものとします。

第9条（協定への加入）

協定区域内の住民で協定の趣旨に賛同する者は、委員会に対しその意思を表示することにより、協定に加入することができます。

第10条（補則）

- (1)この協定に規定するもののほか、協定の運営に必要なことは委員会において定めます。
- (2)この協定は平成9年1月1日より効力を生じます。

上記のとおり、私たちは上社の杜景観形成宮の脇住民協定を結びます。

平成8年12月23日

上社の杜景観形成宮の脇住民協定運営委員会
委員長 新村 汎光

キャッチフレーズ：「景観と歴史の十字路」

天然記念物・上社の杜を中心とした景観を守り、諏訪大社、信州風樹文庫・諏訪市博物館などの歴史・文化の拠点を育てる場所です。この付近一帯はまさに景観と歴史の十字路といえます。

別表 まちづくり基準

沿道地区（県道岡谷茅野線両側の路肩より外側30m幅）と一般地区に分ける。

区分	沿道地域（A）	一般地域（B）
建築物にかんする基準	<p>* 建築物の階数は、地階を除き3以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10メートルとし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保する。</p> <p>* 建築物や工作物はできるだけ道路から後退して建設する。</p> <p>* 屋根は原則として勾配屋根とし、外壁及び屋根の色には原色に近い色は避け、できるだけ落ち着いた色調を基調とする。</p>	
	<p>* 連続した沿道の空間を構成するように努める</p> <p>* 反射光のある素材は避ける。</p>	
屋外広告物	<p>* 自己用屋外広告物は、表示面積が10㎡以内、一辺の長さが4m幅以下とする。</p>	
	<p>* 自己用以外の屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置または建物に架設してはならない。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刺激的な色彩または装飾を用いることにより美観風致を損なうもの。 ○ 高さが3mを超えるもの。 ○ 一辺の長さが1.2mを超えるもの。 ○ 表示面積が1㎡を超えるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己用屋外広告物より大きなもの。 ○ 屋外広告は設置しないように努める。
<p>* 屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは委員会の承認を受けて表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冠婚葬祭、祭礼、その他営利を目的としないもので、一時的に表示するもの。 ○ 交通安全、防災警報、公衆衛生、その他協定者の利便に供するもの。 		
緑化	<p>豊かな自然を生かし緑化に努める。</p> <p>塀は生け垣が望ましい。</p>	
清掃美化	<p>互いに清掃美化に努めること。</p> <p>河川の浄化に努めること。</p>	
施設設備	<p>風俗を乱すような自動販売機などの設置は自粛し、それらの設置のために敷地を貸したり売ったりしないようにする。</p> <p>集合看板・小公園などの施設の整備をする</p> <p>電柱は景観上支障のある位置に設置しないように努める。</p>	